

2011 年度  
調査報告書

スポーツ行政における  
公共部門の役割に関する研究



[共同研究者]

政策シンクタンク  
PHP総研 研究員 宮下 量久

## 目 次

1. はじめに	-----	1
2. スポーツ行政を取り巻く環境	-----	3
2-1 成熟国家とスポーツ立国戦略	-----	3
2-2 スポーツ基本法	-----	4
2-3 スポーツ庁設置への機運	-----	6
3. スポーツ行政における国の役割	-----	9
3-1 国に求められる役割	-----	9
3-2 スポーツ政策の定義付け	-----	9
3-3 国のスポーツ予算の実態	-----	11
3-4 スポーツ庁の将来像	-----	15
4. 都道府県のスポーツ政策	-----	17
4-1 都道府県のスポーツ政策を調査する目的	-----	17
4-2 調査方法	-----	17
4-3 岐阜県の状況	-----	23
4-4 長崎県の状況	-----	27
4-5 神奈川県の状況	-----	31
4-6 岐阜県・長崎県のスポーツ関連支出の比較	-----	36
5. スポーツ行政における国と地方の関係性	-----	37
6. 今後の検討課題	-----	37

## 1. はじめに

本報告書は、わが国のスポーツ行政における国と地方自治体が果たすべき役割について調査・研究した内容をまとめたものである。2010年に「スポーツ立国戦略」が政府によって示され、2011年には「スポーツ基本法」が国会で成立した。「スポーツ基本法」の附則には、「スポーツ庁」設置の必要性について記載されている。国民の健康志向によるスポーツ需要の増加や国際舞台における日本人選手の活躍などにより、わが国のスポーツ政策の充実が期待されるようになった。

しかし、わが国のスポーツ政策の現状を把握するのは極めて難しい。国のスポーツ関連予算は、文部科学省の予算に限らず、他省庁の予算にも含まれる。これは地方自治体についても同様で、スポーツ予算が複数の部局にまたがっており、その実態把握はこれまで十分になされていなかった。

そのため、本報告書では、国と地方の予算（支出）を省庁・部局横断的に把握することに努めた。国のスポーツ予算を検証するために、『体力つくり関係予算額調』（体力つくり国民会議）を使用した。その理由は、『体力つくり関係予算額調』には、文部科学省に限らず、他省庁のスポーツ関連予算が掲載されており、わが国のスポーツ予算の全体像を精査するためである。

地方のスポーツ関連予算（支出）については、目的別に把握できる公開されたデータがほとんど存在しないため、本報告書では、データ整備および公開が進んでいる岐阜県・長崎県・神奈川県を対象に、スポーツ関連予算（支出）についてウェブサイト等での公開資料に基づき調査した。

国・地方におけるスポーツ関連予算（支出）の調査結果の概要は次のとおりである。

1. 体力つくり関係予算をみると、国のスポーツ予算は2011年度で約170億円になる。ただ、スポーツと関連が強い予算は、すべて文部科学省が所管している。体力つくり関係予算の所管省庁からみる限り、スポーツと関連が強い予算以外の政策分野が統合されなければ、スポーツ庁は文部科学省の外局として設置される可能性が高い。
2. 省庁横断的なスポーツ関連予算を唯一把握できる『体力つくり関係予算額調』であるが、近年の行財政改革の影響からその網羅性を失いつつある。また、厳しい財政状況の中で、各省庁が所管事業の予算をスポーツ庁に移管されるのを警戒して、情報公開に消極的になることも考えられるため、スポーツ関連予算の把握はより一層困難になるであろう。
3. 本報告書で調査した県のスポーツ支出平均額は21.3億円であった。文部科学省が把握する予算（約493億円）の都道府県平均額は約10.5億円であるため、都道府県のスポーツ予算は、実際の半分程度しか把握されていなかった恐れがある。
4. 地域主権時代のスポーツ行政を今後進めるためには、地方自治体はスポーツ予算・支出について分野横断的な把握を最優先に行うべきである。

「スポーツ基本法」の成立を受けて、スポーツ庁設置への機運が高まっている。ところが、政府は地域主権改革を進めており、スポーツ行政の集権化にもつながりうるスポーツ庁の設置は容易ではないだろう。また、わが国の財政状況を考慮すれば、新省庁の創設は国民的合意を得られない恐れもある。このため、本報告書はスポーツ行政の実態把握と同時に、目指すべき方向性について論点整理を行っている。

なお、本報告書を作成するにあたり、法政大学経済学部丸山隆太郎氏と宗政俊希氏からデータ収集の協力をいただいた。記して感謝の意を申しあげたい。

## 2. スポーツ行政を取り巻く環境

### 2-1 成熟国家とスポーツ立国戦略

わが国は中国に GDP の規模を抜かれたとはいえ、世界第 3 位の経済大国である。一人当たり GDP は中国の約 10 倍近くであり、国民は国際的に恵まれた生活水準を維持している。最近では、仕事だけでなくプライベートを有意義に過ごす「ワークライフバランス」が重視されつつあり、日本人は量的な豊かさだけでなく、生活の質 (Quality of Life) の向上を目指すようになったといえる。また、日本人が長寿化するにつれて、老後における自己実現の場や時間が増えるようになった。このような日本人のライフスタイルの変化において、Jリーグ創設や東京マラソンの開催など、人々がスポーツに関心を持ち、参加できる機会は近年着実に増えてきた。日本人の QOL の向上を図るために、スポーツはもはや欠かすことができないほど国民生活に浸透しており、日本社会は成熟期を迎えたといえる。

このような時代背景の中で、2010 年 8 月にスポーツ立国戦略が発表された。政府は、翌年に成立したスポーツ基本法策定の前段階として、基本戦略を示したともいえる。スポーツ立国戦略は、以下の 2 つの基本的な考え方のもと、実施すべき 5 つの重点戦略を定めている。

#### <基本的考え方>

1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視
2. 連携・協働の推進

#### <5 つの重点戦略>

- (1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- (2) 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- (3) スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- (4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- (5) 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

政府はスポーツ立国戦略実現のための体制整備について、スポーツ庁設置も視野に入れている（表 1）。実際、重点戦略にある「(2) 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」や「(4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」は、国際的競技スポーツのレベルアップやモラル向上を想起させ、国のスポーツ行政体制の改善が必要となってくる。

ただ、中央政府が上記のスポーツ立国戦略の 5 つの重点戦略をすべて担うわけではないだろう。たとえば、「(1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」や「(3) スポーツ界の連携・協働による『好循環』の創出」は、スポーツを市民生活により浸透させるための戦略である。これらは、住民にとって身近な地方自治体を中心に行わ

れるべき政策目標といえる。地方におけるスポーツ行政の見直しも必要不可欠になる。今後は、中央省庁にある権限・財源・人材をまとめて、地方自治体へ移譲することも検討され、スポーツ行政においても地域主権改革が求められるだろう。

**表 1 スポーツ立国戦略に記載された組織体制**

国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方

(1) 総合的なスポーツ行政体制の検討

- 1) 現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策を実行するため、関係省庁が相互連携する連絡会議を新設する。
- 2) 政府の行政組織の検討の中で、「スポーツ庁」等の在り方について検討する。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（NAASH）の支援機能の強化と体制整備

スポーツ界全体の連携・協働に資するよう、NAASH が有する人的資源（研究者等）、物的資源（施設、設備（研究機器、トレーニング機器））、助成機能（スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成）を十分に活用するとともに、相互に連携させ、一体的かつ効率的に業務を推進することができるよう、組織の在り方を検討する。さらに、スポーツ界への支援のための中心的な機関として、関係者の意見を円滑に反映できるよう、日本体育協会や日本オリンピック委員会（JOC）等のスポーツ界の代表で構成される会議を設けるなど NAASH の体制を整備する。

## 2-2 スポーツ基本法

スポーツ基本法は 2011 年 8 月から施行された。1961 年に制定されたスポーツ振興法を 50 年ぶりに改正したものである。民主党はスポーツ基本法の制定を政策集で明記し、これを実現したことになる。自民党も先の参議院選挙マニフェストで、「スポーツを国家戦略として推進するため、『スポーツ基本法』を制定し、スポーツ庁、スポーツ担当大臣を新設します」と記していた。このため、スポーツ基本法の制定は、超党派で概ね合意ができており、いわゆる「ねじれ国会」でも法案が成立する可能性が高かったといえる。スポーツ基本法の第 2 条には、スポーツに関する基本理念が次のように示されている（表 2）。

**表 2 スポーツ基本法の基本理念**

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者的心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取めることができるように、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

基本理念に記載されたスポーツの目的を整理すると以下のようになる。

- ① 幸福で豊かな生活を営む
- ② 体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う
- ③ 全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成される
- ④ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる
- ⑤ 国際相互理解の増進及び国際平和に寄与する

スポーツ基本法によれば、国の役割はこの基本理念に基づき、「スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施すること」になる。一方で、地方自治体の役割として、「スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施すること」が定められている。これらの記述で明らかのように、スポーツ基本法では、国と地方の役割分担について明示しているわけではない。なお、スポーツ基本法の附則の中には、以下の記述がある。

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

スポーツ基本法でも、スポーツ庁の設置を含めて、スポーツ政策の行政組織を検討していくことが見込まれている。わが国のスポーツ需要が高まる中で、地方との関係を含め、国民のニーズを反映しうる行政体制の見直しが求められている。

### 2-3 スポーツ庁設置への機運

「スポーツ立国戦略」「スポーツ基本法」でスポーツ庁に関する記述がみられるように、スポーツ庁設置への機運は高まっている。スポーツ庁の創設は、今後のスポーツ政策にどのような影響を及ぼすだろうか。

これまでのスポーツ政策は、1961年に施行されたスポーツ振興法に基づいて行われてきた。この法律は、東京オリンピックの開催に合わせて施行されたものである。ところが半世紀を経て、今日の政策課題を検討するのに、スポーツ振興法の内容が適切ではなくなってきた。たとえば、諸外国ではすでに議論されているスポーツ権の保障について触れられていない。スポーツ権とは、すべての人がスポーツを行うことができる権利のことである。健康増進のために高齢者がスポーツを楽しむことや、障害者が競技スポーツを行うことは今日では当たり前である。しかし、スポーツ振興法には高齢者や障害者に関する記述がないことから、わが国のスポーツ政策は体系性に乏しい側面があった。

実際、スポーツ政策を実施する省庁は複数に分かれており、縦割り行政の弊害が生

じている。たとえば、ナショナルトレーニングセンターは日本屈指のスポーツ設備を備えている。利用者はトップアスリートを対象としており、オリンピックの日本代表選手などが利用できる。

ところがパラリンピックの代表選手は、この施設のすべてを使用できるわけではない。オリンピックとパラリンピックで所管省庁が違うためである。オリンピックの所管省庁は文部科学省、パラリンピックの所管省庁は厚生労働省である。ナショナルトレーニングセンターはオリンピック代表選手など、健常者のトップアスリートを対象に文部科学省主導で整備されたため、同じ日本代表選手でもパラリンピックの選手は一部を除いて利用対象外になっている。このような縦割り行政への対応策として、スポーツ庁は各省庁のスポーツに関する部門を一元化することが期待されている。

スポーツ庁の創設にあたっては、各省庁のスポーツ行政に関する部門を効果的かつ効率的に統合する必要がある。スポーツ庁が設置されても、内部が縦割りでは意味がない。また、新たな省庁の創設が中央政府の肥大化を招く恐れもある。行政組織のスリム化のため、2001 年に省庁再編が行われた。ところがその後、2008 年に観光庁、2009 年には消費者庁が相次いで創設されている。厳しい財政運営に配慮して、スポーツ庁設置による支出拡大には慎重にならざるをえないだろう。

さらにスポーツ庁の創設は、地域主権の観点から検討することも重要になる。「スポーツ立国戦略」では、広域市町村圏（全国 300 カ所程度）を目安として、地域のスポーツ振興を図る計画が示されている。このため、地域特性を生かした振興策が行えるように、スポーツ政策における国と地方の役割分担を明確にしておくべきである。

なお、スポーツ政策のみを所管する行政組織は、諸外国ではあまり存在しない。表 3 にみられるように、先進国ではフランスのみである。世界各国は行政改革として省庁再編を行い、スポーツ行政組織を他の省庁と統合しているケースが多い。わが国におけるスポーツ庁設置の議論は、国際的潮流ではないことに留意すべきであろう。また、諸外国は、スポーツと学校体育を異なる省庁に所管させている。その一方で、日本の文部科学省は両分野を管轄している。諸外国と同様に、文部科学省から学校体育とスポーツ分野を切り離すためには、スポーツ庁設置が有効であろう。しかし、一つの省庁がスポーツと学校体育を担うメリットも検証すべきである。たとえば、学校教育の一環として行われる青少年の運動・スポーツの中心的存在である部活動は、青少年の体力維持だけでなく競技力向上などにも貢献している。

スポーツ庁の創設が今後のスポーツ政策を左右するといつても過言ではない。スポーツ庁設置の審議の行方に注視していく必要がある。

表3 各国のスポーツおよび学校体育所管省庁

国名	スポーツ所管省庁	学校体育所管省庁
イギリス	文化・メディア・スポーツ省	教育省
イタリア	青少年・スポーツ省	教育・大学・研究省
スウェーデン	文化省	教育・研究省
デンマーク	文化省	教育省
ドイツ	内務省	教育・研究省
フランス	スポーツ省	国民教育・青少年・非営利社団活動省
ロシア	スポーツ・観光・青年政策省	教育・科学省
カナダ	文化遺産省	各州の教育省
オーストラリア	保健・高齢者担当省	教育・雇用・職場関係省
ニュージーランド	文化遺産省	教育省
韓国	文化体育観光部	教育科学技術部
中国	国家体育総局	国務院教育部
日本	文部科学省	文部科学省

笹川スポーツ財団『スポーツ白書』(2011) より引用

### 3 スポーツ行政における国の役割

#### 3-1 国に求められる役割

スポーツ庁設置が求められる背景を踏まえると、国に求められる役割は次の3点を挙げることができる。第1に、各省庁に分かれたスポーツ関連事業の総合調整である。厳しい財政運営を踏まえて、スポーツ関連予算の効率的かつ効果的な執行が求められている。第2に、日本人の国際的競技力の維持向上におけるサポート体制の充実がある。各スポーツ競技のルール作りにおいて国際的公平性が担保されるよう、政府の外交力は欠かすことができない。また、競技種目によっては、国際的に活躍する選手でも経済的環境が恵まれていない場合もあり、その保証も必要であろう。第3に、地域におけるスポーツ環境の整備について、国がある一定水準を維持する義務を負うことである。スポーツは国民生活のQOLの向上に不可欠になりつつあることから、スポーツ行政の最低限果たすべき役割は存在するだろう。スポーツ行政において国が果たすべき最低水準とは何か、あるいは、地方自治体がスポーツ行政で果たすべき役割は何かを今一度検討する必要がある。

#### 3-2 スポーツ政策の定義付け

2012年度の文部科学省の政府予算案に計上されたスポーツ関係予算は238億円である。スポーツ関係予算のポイントとして記載された項目には、「ナショナル競技力向上プロジェクト」(32億円)、「障害者等スポーツ活動重点推進プロジェクト」(3億円)、「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」(6億円)などがある。

もっとも、わが国のスポーツ関係予算は文部科学省所管の予算だけではない。前節でも触れたように、スポーツ関係予算は他省庁にも存在する。たとえば、都市公園に付帯するスポーツ施設関連予算は、国土交通省の予算に計上される。このため、国のスポーツ予算を把握するには、スポーツ政策の定義を明確にした上で、他省庁の予算まで調査しなければならない。

本報告書では、『最新スポーツ科学辞典』(日本体育学会監修、2006)を参考にして、「スポーツ」の定義を次の2点とした。

- ①ルールに基づいて身体的能力を競い合う遊びの組織化
- ②知的な戦略能力を競い合う遊び

この定義からすると、ウォーキングやランニングは「スポーツ」に当てはまらず、「運動」に該当する。タイム計測をせず、他者との競争が存在しないからである。一方、競歩やマラソンは「スポーツ」と呼ぶことができる。

ただし、「スポーツ」と「運動」を厳密に区別して、日常生活を送っている人は少ない。「スポーツ基本法」でも上記の「スポーツ」の定義に適合しない野外活動およびレクリエーション活動についても記述されている。実際、『最新スポーツ科学辞典』では、

「健康の保持増進と爽快感などを求めて行われる身体活動」もスポーツの定義とされているが、本報告書では、これを「運動」と定義する。この理由は、スポーツ充実化のために必要な政策（予算・支出）を厳密に検証するためである。そのため、スポーツ政策の定義をするにあたって、上記2点の定義に該当する「狭義のスポーツ政策」と、スポーツ基本法のようなスポーツと関連性の高い分野も含む「広義のスポーツ政策」を区別している。

本報告書では、上記のスポーツの定義に基づき、文部科学省だけでなく他省庁のスポーツ関連予算について把握するため、『体力つくり関係予算額調』（体力つくり国民会議）を使用した。『体力つくり関係予算額調』は、各省庁のスポーツ関連予算を経年で把握するのに有益である。調査手順の詳細は以下のとおりである。

**表4 「体力つくり関係予算額調」の整理方法**

国がまとめている『体力つくり関係予算額調』に記載のあるすべての施策を「広義のスポーツ政策（予算）」とした。

『体力つくり関係予算額調』のそれぞれの施策について、「事業名」および「事業内容」におけるキーワードからまとめ、本研究独自に8つに分類した。

①ス ポ 一 ツ：「競技名」「競技団体」「スポーツ施設」「スポーツ関連事業」  
(②～⑧の分類に当てはまらないもの)

※「狭義のスポーツ政策（予算）」に該当

- ②健 康 ・ 体 力：「健康」「体力」のキーワードがあるもの
- ③学 校 体 育：「体育」「部活動」「学習指導要領」のキーワードがあるもの
- ④公 園 等：「公園」「海岸」「港湾」「森林」「登山」のキーワードがあるもの
- ⑤障 害 者：「障害者」のキーワードがあるもの
- ⑥青 少 年 ・ 子 む も：「青少年」「子ども」「児童」のキーワードがあるもの
- ⑦保 健 医 療：「保健」「医療」「食育」「災害救済給付」のキーワードがあるもの
- ⑧そ の 他：「その他」のキーワードがあるもの  
②～⑦の分類に当てはまらず、スポーツと関連が薄いもの

上記の各キーワードが複数同時に入っている事業予算は、施策の目的によって分類した。

例：子どもの体力向上

⇒ 施策の目的が「体力向上」なので「健康・体力」に分類している。

### 3-3 国のスポーツ予算の実態

表5は、2006年度から2011年度までの体力つくり関係予算（予算内数を含む）の推移を示したものである。予算内数とは、スポーツなどに関連する予算の特定・抽出が難しい政策の予算総額を指す。表5から、予算内数が体力つくり関係予算の大部分を占めることがわかる。

予算内数は2009年度に大幅な減少をし、2008年度に3.1兆円あった予算内数は、2009年度に3,375億円となった。表6を見ると、予算内数の大部分は国土交通省所管の予算であり、2008年度から2009年度にかけて国土交通省の予算内数は2.8兆円ほど減額している。この結果、体力つくり関係予算に占める予算内数比率は2008年度に94.2%であったが、2009年度には70.6%になった。

国土交通省の予算内数の減額理由は、特別会計の改革による影響と思われる。政府は財政健全化を目的に、特別会計の統廃合を行った。具体的には、2006年度に31あった特別会計を2011年度までに17に縮減することが決められた。国土交通省所管の特別会計では、道路・治水・港湾・空港・都市開発資金融通の5つの会計を統合する形で社会資本整備事業特別会計が設けられた。体力つくり関係予算の中身をみると、道路整備特別会計における「自転車道の整備、ウォーキング・トレイル事業」が2009年度の予算内数から外れている。各省は、特別会計の統廃合により体力つくりやスポーツ関連予算を特定しにくくなつたため、予算内数であつても体力つくり関係予算として計上しなくなつたと考えられる。

表5 体力つくり関係予算（予算内数を含む）の推移  
(億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
ス ポ 一 ツ	156	176	149	139	174	170
健 康 ・ 体 力	37	29	77	74	36	57
学 校 体 育	3	3	2	1	7	33
公 園 等	1,132	1,065	1,005	951	1	2
障 害 者	0	0	0	0	3	6
青 少 年 ・ 子 も	223	208	223	158	156	149
保 健	825	846	446	63	37	8
そ の 他	25	22	22	18	14	10
予 算 内 数	33,167	32,123	31,217	3,375	5,378	3,414
合 計	35,568	34,471	33,141	4,779	5,806	3,848
予算内数の比率	93.2%	93.2%	94.2%	70.6%	92.6%	88.7%

体力つくり国民会議「体力つくり関係予算額調」(2006~2011)より作成

表 6 省庁別体力つくり関係予算における予算内数金額の推移  
(億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
文部科学省	1,039	1,042	1,150	1,051	1,162	899
厚生労働省	36	42	0	0	2,150	2,155
農林水産省	64	58	120	155	75	46
経済産業省	29	0	0	0	0	0
国土交通省	31,998	30,980	29,947	2,169	1,884	213
環境省	0	0	0	0	107	100
合 計	33,167	32,123	31,217	3,375	5,378	3,414

体力つくり国民会議「体力つくり関係予算額調」(2006~2011) より作成

また、表 5 の予算内数比率について、2009 年度の 70.6% が 2010 年度には 92.6% まで拡大している。この理由は、厚生労働省や環境省の予算内数が新たに計上されているためである。表 6 をみると、両省の予算内数が 2,257 億円ほど増加している。厚生労働省の予算内数は、障害者自立支援対策臨時特例交付金であり、環境省の予算内数は自然公園等事業費であった。前者は、補正予算による一時的な予算計上であったと思われる。後者は、2009 年度まで予算内数ではなく「公園等」に分類される予算として、体力つくり関係予算に計上されていた。自然公園等事業費が予算内数になった背景には、2010 年度から創設された社会资本整備総合交付金が関係している。社会资本整備総合交付金は、国土交通省などの各補助事業の一部と地域活力基盤創造交付金等の統廃合によって創設された制度である。国から使途限定される国庫補助金は地方自治体には創意工夫の余地がなく、使い勝手の悪い地方財源といわれてきた。民主党政権は地域主権改革の一環として、社会资本整備総合交付金を設けた。新交付金制度は、国が使途を限定しないため、地方自治体に自由度の高い財源を提供するものである。自然公園等事業費は他の政策目的にも活用される可能性が高くなつたため、予算内数として計上されるようになったと考えられる。

また、2010 年度における文部科学省の予算内数も 111 億円ほど増えている。これは、2009 年度まで、「青少年・こども」の予算として分類されていた「放課後子ども教室推進事業（約 131 億円）が、予算内数に変更されたことが影響している。その一方で、農林水産省や国土交通省の予算内数は減少傾向にある。体力つくり関係予算の予算内数は減少傾向にあるものの、国の財政改革の影響によって、使途の明確であった予算が予算内数として新たに計上されている面もある。

表 7 は、予算内数を除く体力つくり関係予算の推移を表している。予算内数以外の体力つくり関係予算も縮小傾向にあることがわかる。予算内数を除いた体力つくり関係予算は 2006 年度に 2,401 億円であったが、2011 年度に 434 億円にまで減少している。特に、「公園等」と「保健」の予算減少が顕著である。「公園等」の減少は、環境省の自然公園等事業費の予算内数化と同様に、社会资本整備総合交付金の創設が影響

している。表8にみられるように、「公園等」における大部分の予算を所管するのは国土交通省であるが、2010年度から国土交通省の都市公園事業費補助は社会資本整備総合交付金に統合されたため、国営公園・都市公園の整備予算（約833億円）が予算内数に変更されている。

「保健」の予算額減少は、社会保険庁所管の職域における健康管理事業経費（約384億円）が体力つくり関係予算に計上されなくなったためである。社会保険庁は厚生労働省の外局であったが、年金記録問題などの不祥事が相次いだため、2009年に日本年金機構へ改編された。社会保険庁の組織改編を契機に、健康管理事業経費は予算内数としても、体力つくり関係予算へ計上されなくなったと考えられる。

**表7 体力つくり関係予算の推移（予算内数除く）**

(億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
ス ポ 一 ツ	156	176	149	139	174	170
健 康 ・ 体 力	37	29	77	74	36	57
学 校 体 育	3	3	2	1	7	33
公 園 等	1,132	1,065	1,005	951	1	2
障 害 者	0	0	0	0	3	6
青 少 年 ・ 子 む も	223	208	223	158	156	149
保 健	825	846	446	63	37	8
そ の 他	25	22	22	18	14	10
合 計	2,401	2,348	1,925	1,404	428	434

体力つくり国民会議「体力つくり関係予算額調」(2006~2011)より作成

**表8 体力つくり関係予算のおける省庁別「公園等」予算額の推移**

(百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
文部科学省	59.4	65.5	49.4	0.0	0.0	0.0
厚生労働省	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社会保険庁	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農林水産省	101.5	102.8	102.5	86.9	86.8	85.7
経済産業省	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国土交通省	100,871.9	94,545.8	88,958.0	83,923.5	35.0	0.0
環境省	12,167.9	11,783.3	11,418.6	11,059.9	11.7	78.7
合 計	113,200.7	106,497.4	100,528.5	95,070.2	133.5	164.5

体力つくり国民会議「体力つくり関係予算額調」(2006~2011)より作成

表9は、「公園等」「保健」および予算内数を除く体力つくり関係予算の推移を表している。「公園等」「保健」および予算内数を除く体力つくり関係予算は、2006年度から2011年度の間で大きな変化はみられない。「公園等」「保健」および予算内数を除く2011年度体力つくり関係予算は、425億円である。体力つくり関係予算における「スポーツ」予算は、2006年度は約156億円、2011年度では約170億円になっている。

仮に、スポーツ庁が設置されるならば、新組織は「スポーツ」予算を中心とした事業を所管することになるだろう。ただ、「スポーツ」予算を所管する省庁は、2006年度から2011年度にかけて、すべて文部科学省である。体力つくり関係予算の所管省庁からみる限り、スポーツ予算以外の政策分野が統合されなければ、スポーツ庁は文部科学省の外局として設置される可能性が高い。省庁横断的な組織を作るには、「スポーツ」以外の予算項目を統合していくことが必要になるだろう。

しかし、省庁横断的なスポーツ関連予算は、唯一『体力つくり関係予算額調』のみによって把握されているのが現状であり、その体力つくり関係予算は主に国土交通省の予算内数の影響を受け、近年大幅に減少している。これは前述のとおり、道路整備特別会計の廃止などの特別会計改革や都市公園事業費補助の廃止および社会資本整備総合交付金の創設といった補助金改革の結果であるが、このような近年の行財政改革の中で体力つくり関係予算はその網羅性を失いつつある。また、厳しい財政状況にあって、社会保障関係以外の予算を拡大することは難しいため、各省庁は所管事業の推進に必要不可欠な予算がスポーツ庁に移管されることを警戒することも考えられる。スポーツ基本法の成立により、スポーツ庁設置の機運が高まる中で、政治の動きやそれに伴う行財政改革、さらには各省庁の思惑といった事象も複雑に絡み合い、スポーツ関連予算の把握はより一層困難になると思われる。

**表9 体力つくり関係予算の推移（公園等・保健・予算内数を除く）**

(億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
ス ポ ー ツ	156	176	149	139	174	170
健 康 ・ 体 力	37	29	77	74	36	57
学 校 体 育	3	3	2	1	7	33
障 害 者	0	0	0	0	3	6
青 少 年 ・ 子 稚 も	223	208	223	158	156	149
そ の 他	25	22	22	18	14	10
合 計	444	437	474	390	390	425

体力つくり国民会議「体力つくり関係予算額調」(2006~2011)より作成

### 3-4 スポーツ庁の将来像

表 10 は、2011 年度の体力つくり関係予算をスポーツ基本法の内容に当てはめたものである。体力つくり関係予算における予算内数を除いた予算総額は約 281 億円になる。このうち、文部科学省の所管予算が 274 億円にのぼり、総額の 97.4% を占める。

表 9において、「公園等」「保健」および予算内数を除く 2011 年度体力つくり関係予算は 425 億円であった。この金額よりも、スポーツ基本法の内容に当てはめた予算金額（281 億円）が下回る理由は、健康などの内容項目がスポーツ基本法に明示されておらず、体力つくり関係予算からスポーツ基本法に反映できない予算があるためである。

一方、スポーツ基本法に記載があるものの、体力つくり関係予算には計上されていない政策も存在する。たとえば、「スポーツ産業との連携等」は経済産業省の所管業務と関連性が高い。しかし、経済産業省所管の体力つくり関係予算は、2007 年度から計上されなくなっている。また、「国際交流及び貢献の推進」は外務省の所管業務との親和性が高いと思われるが、体力つくり関係予算では該当する予算を把握できない。スポーツ基本法に記載されたスポーツ政策の内容は、幅広い領域に及ぶといえる。

スポーツ庁の役割をスポーツ基本法に基づいて考えると、スポーツ庁の設置には文部科学省はもとより、体力つくり関係予算に記載がある国土交通省や厚生労働省、さらには経済産業省や外務省の政策部局をも統合しなければならないだろう。体力つくり関係予算の予算内数として計上される政策や、体力つくり関係予算に記載のない政策がスポーツ庁の役割として与えられなければ、スポーツ庁は他省庁のスポーツ政策を集約化できぬまま、文部科学省の所管業務を分離しただけの外局になる恐れがある。

ここで、スポーツ庁の将来像を考えると、概ね次の 3 パターンが考えられる。

- ①省庁横断型
- ②文部科学省外局型
- ③地域主権型

「①省庁横断型」は、各省庁に分断されたスポーツ政策を集約した組織である。スポーツ庁設置には、「①省庁横断型」の組織形成が期待されている。各省庁と一線を画した行政組織として、内閣府の外局に位置づけられる可能性がある。「②文部科学省外局型」は、文部科学省からスポーツ関連事業のみが分離され、文部科学省の外局として設置されるケースである。この場合、スポーツ政策における省庁の縦割り行政を克服できない恐れがある。「③地域主権型」は、各省庁のスポーツ政策について、地域のスポーツ振興と関連性の高いものは、財源・権限・人材を原則として地方移管した場合である。国の役割は、国際的な競技力向上やルール作成などに特化することになるだろう。

これらのスポーツ行政組織のあり方を検討するには、各省庁の財源・権限・人材について正確に把握する必要があり、この点は今後の課題としたい。

表 10 スポーツ基本法の内容と体力つくり関係予算

スポーツ行政の分類(スポーツ基本法)	スポーツ行政施策名(2011年度体力つくり関係予算)	予算(千円)	府省庁	分類	財源	施策大分類
<b>スポーツ推進のための基礎的条件の整備</b>						
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,680	文部科学省	指導者	一般	生涯スポーツ
スポーツ施設の整備等 (障害者の利便性向上含む)	日本スポーツ振興センター施設整備費補助 日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金 国立青少年教育振興機構施設整備費補助金 スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業 体育館等パリアフリー緊急整備事業 「レクリエーションの森」施設整備 国営公園整備費 都市公園事業費補助 都市公園災害事業費補助 自然公園施設整備費	2,173,121 849,489 57,000 10,938 (85,000,000) 85,742 (17,359,000) (712,000) (3,258,720) (10,012,000)	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 環境省	施設 施設 施設 施設 施設 施設 施設 施設 施設 施設	一般 一般 一般 一般 一般 特別 一般 一般 一般 一般	日本スポーツ振興センター施設整備費補助 日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金 国立青少年教育振興機構施設整備費補助金 スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業 施設整備 森林空間総合利用事業 国営公園等の整備 都市公園等の整備 都市公園等の整備 自然公園等事業
学校スポーツ施設の利用、改修	私立学校体育等諸施設整備費補助 公立学校等施設整備費補助	101,185 (80,468,000)	文部科学省 文部科学省	施設 施設	一般 一般	私立学校体育等諸施設整備費補助 公立学校等施設整備
スポーツ事故の防止等	—	—	—	—	—	—
スポーツに関する紛争の解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,059	文部科学省	事業振興	一般	競技力向上方策の充実
スポーツ科学研究の推進等	ライフルステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究 大学スポーツ研究活動資源活用事業 子どもの体力向上に向けた調査研究 スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化 主催事業実施状況調査等の実施	27,830 49,988 119,062 18,577 6,838	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	事業振興 事業振興 事業振興 事業振興 事業振興	一般 一般 一般 一般 一般	生涯スポーツ社会の実現 競技力向上方策の充実 子どもの体力向上の推進 その他の施策 その他の施策
学校体育の充実	新教育課程説明会 各教科等担当指導主連絡協議会 全国学校体育研究大会 地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業 中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校 体育・保健体育のデジタル教材の作成 体育活動中の事故防止に関する調査研究 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業	2,095 973 2,147 270,512 203,152 36,597 19,212 63,324	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	指導者 指導者 指導者 事業振興 事業振興 事業振興 事業振興 事業振興	一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	学校体育 学校体育 学校体育 運動部活動等の活性化 運動部活動等の活性化 運動部活動等の活性化 運動部活動等の活性化 運動部活動等の活性化
スポーツ産業との連携等	—	—	—	—	—	—
国際交流及び貢献の推進	—	—	—	—	—	—
スポーツ顕彰	生涯スポーツ振興事業	32,272	文部科学省	事業振興	一般	生涯スポーツ社会の実現
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境整備</b>						
地域スポーツ振興への支援	スポーツコミュニティの形成促進 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業 広域スポーツセンター機能強化事業	570,993 194,935 50,610	文部科学省 文部科学省 文部科学省	事業振興 事業振興 事業振興	一般 一般 一般	生涯スポーツ社会の実現 生涯スポーツ社会の実現 生涯スポーツ社会の実現
スポーツ行事の実施及び奨励	—	—	—	—	—	—
体育の日の行事	—	—	—	—	—	—
野外活動及びレクリエーション活動の普及奨励	全国スポーツ・レクリエーション大会開催事業 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 自然公園等利用ふれあい推進事業経費 自然生きものふれあい推進等事業費	124,335 (44,500,000) 2,504 76,213	文部科学省 厚生労働省 環境省 環境省	事業振興 事業振興 指導者 事業振興	一般 一般 一般 一般	生涯スポーツ社会の実現 障害者の社会参加の推進 自然公園等利用ふれあい推進等事業費 自然生きものふれあい推進等事業費
<b>競技水準の向上等</b>						
優秀なスポーツ選手の育成等	マルチサポートを通じたトップアスリートの育成・強化 次世代アスリート特別強化推進事業 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 競技力向上支援体制の充実 競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業	2,244,522 394,226 559,000 15,315 95,389	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	事業振興 事業振興 事業振興 事業振興 事業振興	一般 一般 一般 一般 一般	競技力向上方策の充実 競技力向上方策の充実 競技力向上方策の充実 競技力向上方策の充実 競技力向上方策の充実
国民体育大会の開催	国民体育大会開催事業	381,807	文部科学省	事業振興	一般	競技力向上方策の充実
全国障害者スポーツ大会の開催	全国障害者スポーツ大会開催事業	55,000	厚生労働省	事業振興	一般	障害者の社会参加の推進
国際競技大会の招致又は開催支援等	国際スポーツキャンプの招致・開催支援	10,098	文部科学省	事業振興	一般	競技力向上方策の充実
企業、大学へのスポーツ支援	—	—	—	—	—	—
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業 世界ドーピング防止機構等関係経費 世界ドーピング防止機構拠出金	170,753 25,013 133,750	文部科学省 文部科学省 文部科学省	事業振興 事業振興 事業振興	一般 一般 一般	ドーピング活動防止の推進 ドーピング活動防止の推進 ドーピング活動防止の推進
<b>スポーツの推進に係る体制の整備</b>						
スポーツ推進会議	—	—	—	—	—	—
都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等	—	—	—	—	—	—
<b>国の補助</b>						
国の補助	—	—	—	—	—	—
地方公共団体の補助	—	—	—	—	—	—
審議会等への諮問等	—	—	—	—	—	—
<b>障害者スポーツ</b>						
障害者スポーツの普及振興	身体障害者体育等振興費 障害者スポーツ特別振興事業	506,731 (85,000,000)	厚生労働省 厚生労働省	事業振興 事業振興	一般 一般	障害者の社会参加の推進 障害者の社会参加の推進
<b>団体補助</b>						
各種団体への補助金	日本スポーツ振興センター運営費交付金 国立青少年教育振興機構運営費交付金 日本体育協会補助 日本オリンピック委員会補助 日本武道館補助	5,703,211 9,478,518 501,800 2,588,214 42,407	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	組織育成 組織育成 組織育成 組織育成 組織育成	一般 一般 一般 一般 一般	日本スポーツ振興センター運営費交付金 国立青少年教育振興機構運営費交付金 日本体育協会補助 日本オリンピック委員会補助 日本武道館補助
合計(予算内数を除く)		28,079,137				

注1)カッコ内の数字は予算内数

注2)斜体文字はスポーツ基本法の基本的施策には記載が無いが、法律の理念および現状から判断して加えた項目

## 4 都道府県のスポーツ政策

### 4-1 都道府県のスポーツ政策を調査する目的

文部科学省の資料によると、2009年度の47都道府県一般会計のスポーツ関連予算は492億8,519万円であった。都道府県平均では、10億4,900万円になる。ただし、この金額には特別会計や文部科学省と関連性の低い部局のスポーツ関連予算（都市公園整備や健康・体力つくり予算など）は含まれていない。つまり、都道府県におけるスポーツ関連予算は、わが国では正確に把握されていない。

このため、都道府県のスポーツ関連予算・支出を部局横断的かつ政策目的別に調査することで地方のスポーツ政策の実態把握に努めた。これにより、スポーツ政策に直結する予算・支出データの抽出に成功している。具体的には、学校体育や健康・体力つくりなどを除いた都道府県のスポーツ予算・支出を正確に精査できるようになった。

### 4-2 調査方法

都道府県のスポーツ政策の実態を把握するため、岐阜県、長崎県、神奈川県の予算・支出状況を独自に調査・分析した。調査の手順は表11に示したとおりである。これらの県を調査対象に選んだ理由は、岐阜県では「公金支出情報」、長崎県では「公金支出情報公開システム」が整備されており、ウェブサイトから支出データを1円単位で抽出することが可能なためである。このような形で支出情報が公開がされている都道府県はほとんどなく、情報公開が進んでいる県といえるだろう。

本研究では、公金支出情報の全支出データからスポーツに関連のある局・部・課の支出データを精査してスポーツ関連支出項目の抽出を試みた。なお、調査年度は支出金額が確定している2010年度である。具体的には、岐阜県および長崎県において調査対象とした局・部・課（表12）の中から、表11で示した8つの行政区分（スポーツ、健康・体力、学校体育、公園等、障害者、青少年・子ども、保健、その他）に当たる支出項目を抽出した。支出項目の抽出・分類方法については表13に示した。なお、岐阜県と長崎県には国体開催予定という共通点がある。岐阜県は2012年、長崎県は2014年に開催される。

**表 11 岐阜県・長崎県・神奈川県におけるスポーツ関連支出・予算の調査手順**

ア. 調査対象自治体を選択（岐阜県、長崎県、神奈川県）
※岐阜県は「公金支出情報」、長崎県は「公金支出情報公開システム」、神奈川県は「神奈川県予算見積書公開システム」を利用してデータを抽出
イ. 調査対象自治体が行うスポーツ関連予算と事業内容を政策担当者から入手
※調査データと実際の政策に齟齬が出ないよう配慮した
ウ. 抽出データと政策内容を整理し、国の予算調査で定義したスポーツ行政区分（「スポーツ」「健康・体力」「学校体育」「公園等」「障害者」「青少年・子ども」「保健」「その他」）に分類
エ. 都道府県が行うスポーツ行政の予算・支出総額と事業内容を整理・分析

**表 12 岐阜県、長崎県における調査対象の局・部・課**

<岐阜県>		<長崎県>	
教育委員会事務局	スポーツ健康課	文化・スポーツ振興部	県民スポーツ課
	教育総務課		国体総務課
	教育財務課		文化振興課
	教職員課	県立学校	
	教育研修課	福祉保健部	長崎こども・女性・障害者支援センター
	学校支援課		障害福祉課
	特別支援教育課		長寿社会課
	社会教育文化課		国保・健康増進課
教育委員会(学校)		地域振興部	地域政策課
ぎふ清流国体推進局	総務企画課	教育庁	体育保健課
	施設調整課	環境庁	自然環境課
	競技式典課	土木部	都市計画課
	大会推進課	こども政策局	こども未来課
	競技対策課		こども家庭課
健康福祉部	高齢福祉課		
	障害福祉課		
	子ども家庭課		
都市建築部	街路公園課		

**表 13 岐阜県・長崎県におけるスポーツ関連支出項目の抽出・分類方法**

①スポーツ：「競技名」「スポーツイベント」「スポーツ施設（備品も含む）」「報酬費」などのキーワードから支出項目を抽出 例）野球強化プロジェクト、ぎふ清流マラソン、総合体育館トレーニング機器等リース、指導者謝金（スポーツエキスパート活用事業）など
②健康・体力：「健康（食育を含む）」「体力」のキーワードから支出項目を抽出 例）子どもの体力向上支援委員会、親子体力向上実践セミナーなど ※スポーツ健康課のように部署名でスポーツと健康が混在している場合、キーワードから支出項目を分類
③学校体育：「部活動」、所属名が高等学校など学校関連のキーワードから支出項目を抽出 例）県高等学校総合体育大会、非常勤講師（体育科）謝金など
④保健：「保健」関連のキーワードから支出項目を抽出 例）保健部会、保健室備品、医療費、校医・薬剤師・栄養士、健康診断、検査（尿、腸内細菌など）、検診（耳鼻科、眼科など） ※保健体育課のように部署名で体育と保健が混在している場合、キーワードから支出項目を分類
⑤障害者：障害者スポーツや養護学校等のスポーツ活動を含むキーワードから支出項目を抽出 例）全国障害者スポーツ大会打合せ用務、盲学校のふれあいスポーツ大会など
⑥公園等：都市建築部街路公園課の支出項目すべてを抽出【岐阜県】 土木部都市計画課の中から「公園」に関する支出項目を抽出【長崎県】 ※公園にはスポーツ施設のある公園とスポーツ施設のない公園が混在するため、名称の判明している公園については、スポーツ施設の有無を調べた上で、以下のようにデータを整理した
●「公園等」に分類した支出項目： 運動公園、スポーツ施設の含まれる都市公園 例）総合運動公園の管理、百年公園指定管理など 都市公園、県営公園としか書かれていない支出項目はスポーツ施設のある公園か不明なため「公園等」に分類した 例）都市公園管理用務、県営公園管理用務など
●「公園等」に分類しなかった支出項目： スポーツ施設のない公園やスポーツと関連性が低い支出項目
⑦青少年・子ども：「青少年」「子ども」を含むキーワードから支出項目を抽出 例）青少年サマーキャンプ、青少年相談担当者研修会など
⑧その他：スポーツ政策の事務費などの支出項目を抽出 例）スポーツ健康課の事務用品、国体総務課の物品調達基金など

神奈川県については、岐阜県・長崎県と 2 点ほど異なる。1 点目は、神奈川県の調査年度は 2011 年度であり、岐阜県・長崎県と調査年度が異なることである。これは、各県とも最新データの入手を優先したためである。2 点目は、神奈川県では支出データではなく予算データを調査したことである。岐阜県・長崎県では、ウェブサイト上の公金支出情報を用いて支出データを調査したが、神奈川県は支出データの公開方法が異なるため、同様の基準で支出データを把握できない。このため、神奈川県ウェブサイト「神奈川県予算見積書公開システム」から、スポーツ関連予算額を抽出した。

具体的には、2011 年度当初予算における局・課別検索からデータを調査した。スポーツに関連する局・課については、神奈川県スポーツ振興指針である「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を参考にした。神奈川県で調査対象にした局・課は表 14 のとおりである。

表 14 神奈川県における調査対象の局・課

＜神奈川県＞	
教育局	保健体育課
	スポーツ課
	生涯学習課
	子ども教育支援課
総務局	情報企画課
県民局	文化課
	国際課
	青少年課
	人権男女共同参画課
環境農政局	自然環境保全課
保健福祉局	健康増進課
	保健福祉人材課
	次世代育成課
	障害福祉課
	高齢福祉課
県土整備局	都市公園課
	道路管理課
	道路整備課

神奈川県に関しても、岐阜県・長崎県と同様に、「予算内訳」の内容から 8 つのスポーツ行政区分（スポーツ、健康・体力、学校体育、保健、障害者、公園等、青少年・子ども、その他）を網羅するため、表 15 の方法でデータ抽出・分類した。

**表 15 神奈川県におけるスポーツ関連予算項目の抽出・分類方法**

- |  |
|--|
| ①スポーツ：「競技名」「競技団体」「スポーツ施設」「スポーツ関連事業」のキーワードから予算項目を抽出<br>例) かながわ駅伝競走大会、伊勢原射撃場施設整備費など  |
| ②健康・体力：「健康（食育を含む）」「体力」のキーワードから予算項目を抽出<br>例) 体力つくり推進指導費、かながわ健康財団健康づくり補助、全国健康福祉祭（ねんりんピック）など  |
| ③学校体育：「高等学校」「部活動」など学校関連のキーワードから予算項目を抽出<br>例) 神奈川県高等学校体育連盟補助金、運動部活動活性化推進事業費など   |
| ④保健：「保健」関連のキーワードから予算項目を抽出<br>例) 学校医等報酬（保健振興費）、学校歯科保健指導費など<br>※保健体育課のように部署名で体育と保健が混在している場合、キーワードから予算項目を分類   |
| ⑤障害者：障害者のスポーツ活動や養護学校等のスポーツ活動を含むキーワードから予算項目を抽出<br>例) 障害福祉運動推進費、体育館等バリアフリー緊急整備事業など   |
| ⑥公園等：自然環境保全課、都市公園課から「公園」のキーワードから予算項目を抽出<br>例) 自然公園施設維持管理費、都市公園整備費、多摩川サイクリングコース改修事業費など<br>※公園にはスポーツ施設のある公園とスポーツ施設のない公園が混在するため、名称の判明している公園については、スポーツ施設の有無を調べた上で、以下のようにデータを整理した |
| ● 「公園等」に分類した予算項目：<br>運動公園、スポーツ施設の含まれる都市公園<br>都市公園、県営公園としか書かれていない予算項目はスポーツ施設のある公園か不明なため「公園等」に分類した   |
| ● 「公園等」に分類しなかった予算項目：<br>スポーツ施設のない公園やスポーツと関連性が低い予算  |
| ⑦青少年・子ども：青少年・子どものキーワードから予算項目を抽出<br>例) 青少年施設管理事業費など   |
| ⑧その他：スポーツ政策の事務費などの予算項目を抽出<br>例) スポーツ課の情報提供事業におけるパソコン等リース料など  |

スポーツに関する各県予算・支出状況の調査は、データ入手が極めて難しかった。これには3点ほど理由がある。1点目は、各県によって予算・支出の公表方法が異なることである。岐阜・長崎両県のウェブサイトには公金支出情報が掲載されているが、神奈川県のウェブサイトには公金支出情報の掲載はないため予算を調査対象とした。特に、岐阜・長崎両県の公金支出情報は、支出をした担当者までわかるデータだが、神奈川県では課全体のデータであるため、調査できるデータレベルは異なっている。

2点目は、各県の内部組織構造にかなりの違いがあるため、部・局・課が異なることがある。たとえば、岐阜県には街路公園課のように「公園等」の予算を単独で扱う課があるのに対して、長崎県には都市計画課のなかの一事業として「公園等」の予算を扱っている。このため、同じ公金支出情報からデータを検出しても、両県のデータを統一することは困難を極めた。

3点目は、スポーツという統一した枠組みの予算がないことである。このことは、各県もスポーツビジョンやスポーツ振興計画は作成しているが、その計画の各施策に伴う予算が正確に把握されていないことを意味する。また、各県が策定するスポーツ振興計画の「スポーツ」という定義も各県で異なっていると思われる。そのため「スポーツ」という定義を各県の予算・支出項目に当てはめることが非常に困難であった。

これらの課題は、わが国の地方行政でスポーツ予算が正確に把握されてこなかったことを意味する。データ整備および公開は地域スポーツの振興を今後進める上で、必要不可欠なインフラのひとつといえよう。

#### 4-3 岐阜県の状況

岐阜県のスポーツ関連支出をまとめたのが表 16 (p.24) である。スポーツ関連支出は総額 37.7 億円になる。2010 年度の岐阜県予算が 7,502.4 億円であるから、県予算に占める割合は 0.5% である(表 17)。また、県民一人当たりのスポーツ関連支出額は 1,812 円になる。

スポーツ関連支出を項目別に見ると、「競技名」「スポーツイベント」「スポーツ施設」などの「スポーツ」行政に該当する金額は 25.8 億円になり、スポーツ関連支出の 68.5% を占める。県予算に占める割合は 0.3% になり、県民一人当たりのスポーツ支出は 1,242 円になる。

「スポーツ」に次いで支出金額が大きいのは「公園等」で約 6.3 億円である。「公園等」はスポーツ施設と関連性の高い支出である。「スポーツ」の支出金額とあわせると、スポーツ関連支出の 85.4% を占めることがわかる。また、主に高校の部活動への支出である「学校体育」は約 1.9 億円であり、スポーツ関連支出に占める割合は 5.0% である。

担当部署ごとに支出をみると、教育委員会に属する「スポーツ健康課」「県立学校」「その他の課」の合計は 26.5 億円にのぼり、スポーツ関連支出のうち 70.3% を占める。その中でもスポーツ健康課は 24.7 億円になり、岐阜県のスポーツ関連予算のうち 65.6% を占める。

また、2012 年に開催される国体関連支出は、「ぎふ清流国体推進局」の支出額で 3.6 億円になる。スポーツ関連支出のうち国体関連支出は 9.6% を占める。

表 17 岐阜県予算に占めるスポーツ関連支出と一人当たりの金額

2010年度岐阜県予算(千円)	750,240,000	2010年度岐阜県の人口(人)	2,079,626
2010年度岐阜県スポーツ関連支出(千円)	3,767,491	2010年度岐阜県スポーツ支出(千円)	2,582,318
県予算におけるスポーツ関連支出割合(%)	0.5	県予算におけるスポーツ支出割合(%)	0.3
県民一人当たりスポーツ関連支出(円)	1,812	県民一人当たりスポーツ支出(円)	1,242

表 16 岐阜県スポーツ関連支出金額（2010 年度）

(千円)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年・ 子 ど も	そ の 他	合 計	割 合
教 育 委 員 会	2,311,992	414	188,566	115,391	9,492	-	23	20,804	2,646,683	70.3%
ス ポ ー ツ 健 康 課	(2,311,143)	(216)	(102,283)	(37,946)	(1)	-	-	(20,767)	(2,472,356)	(65.6%)
県 立 学 校	(810)	(198)	(86,283)	(77,445)	(9,491)	-	(19)	(38)	(174,284)	(4.6%)
そ の 他 の 課	(39)	-	-	-	-	-	(4)	-	(43)	(0.001%)
ぎふ清流国体推進局	270,326	-	-	-	1	-	-	90,667	360,994	9.6%
健 康 福 祉 部	-	-	-	-	124,936	-	-	-	124,936	3.3%
都 市 建 築 部	-	-	-	-	-	634,878	-	-	634,878	16.9%
合 計	2,582,318	414	188,566	115,391	134,429	634,878	23	111,471	3,767,491	100.0%
割 合	68.5%	0.01%	5.0%	3.1%	3.6%	16.9%	0.001%	3.0%	100.0%	

注:カッコ内は内数

岐阜県のスポーツ関連支出件数をまとめたものが表 18 (p.26) である。岐阜県のスポーツ関連の支出件数は 2010 年度で 12,761 件にのぼる。そのうち、部活動や高等学校に関連する「学校体育」が 5,265 件あり、その割合は 41.3% を占める。支出金額が最大であった「スポーツ」の支出項目は 2,066 件で 16.2% にとどまる。

岐阜県のスポーツ関連支出件数を部署別で見ると、県立学校の支出件数は 9,078 件であり、割合では 71.1% に及ぶ。学校は県内各地域に点在しているため、スポーツ関連支出の件数は多くなっていると思われる。

さらに、岐阜県のスポーツ関連支出 1 件当たりの金額をみると 29.5 万円になる（表 19）。項目別で比較すると、「スポーツ」が支出先 1 件当たり 125 万円で最大である。「スポーツ」における最大の支出項目は「工事請負費」の 2 億 8,500 万円、最小の支出項目は「旅費」の 100 円であった。次いで 1 件当たりの金額が大きいのは「公園等」の 87 万円である。「公園等」における最大の支出項目は、「工事負担金」の 1 億 5,200 万円、最小の支出項目は「役務費」（切手代）の 80 円であった。「スポーツ」「公園等」については、指定管理料を含む施設関連の支出が大きいため、1 件当たりの支出額を押し上げている。また、岐阜県スポーツ関連支出件数が最大であった「学校体育」支出の 1 件当たりの金額は 3.6 万円である。最大の支出は「補助金」（岐阜県高体連）の 1,600 万円、最小の支出項目は「旅費」の 3 円であった。「学校体育」の支出項目は、その多くが「旅費」で占められており、主に部活動顧問の交通費支出と考えられる。

表 18 岐阜県スポーツ関連支出件数（2010 年度）

(件)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 计	割 合
教 育 委 員 会	1,726	6	5,265	3,510	460	-	9	381	11,357	89.0%
ス ポ ー ツ 健 康 課	(1,298)	(2)	(284)	(259)	(1)	-	-	(379)	(2,223)	(17.4%)
県 立 学 校	(373)	(4)	(4,981)	(3,251)	(459)	-	(8)	(2)	(9,078)	(71.1%)
そ の 他 の 課	(55)	-	-	-	-	-	(1)	-	(56)	(0.4%)
ぎふ清流国体推進局	340	-	-	-	3	-	-	220	563	4.4%
健 康 福 祉 部	-	-	-	-	111	-	-	-	111	0.9%
都 市 建 築 部	-	-	-	-	-	730	-	-	730	5.7%
合 計	2,066	6	5,265	3,510	574	730	9	601	12,761	100.0%
割 合	合	16.2%	0.05%	41.3%	27.5%	4.5%	5.7%	0.07%	4.7%	100.0%

注:カッコ内は内数

26

表 19 岐阜県スポーツ関連支出 1 件当たりの金額（2010 年度）

(千円)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 计
教 育 委 員 会	1,340	69	36	33	21	-	3	55	233
ス ポ ー ツ 健 康 課	1,781	108	360	147	1	-	-	55	1,112
県 立 学 校	2	49	17	24	21	-	2	19	19
そ の 他 の 課	1	-	-	-	-	-	4	-	1
ぎふ清流国体推進局	795	-	-	-	0	-	-	412	641
健 康 福 祉 部	-	-	-	-	1,126	-	-	-	1,126
都 市 建 築 部	-	-	-	-	-	870	-	-	870
合 計	1,250	69	36	33	234	870	3	185	295

#### 4-4 長崎県の状況

長崎県のスポーツ関連支出をまとめたのが表 20 (p.28) である。スポーツ関連支出は総額 29.0 億円になる。2010 年度の岐阜県予算が 6,634.6 億円であるから、県予算に占める割合は 0.4% である(表 21)。また、県民一人当たりのスポーツ関連支出額は 2,034 円になる。

スポーツ関連支出を項目別にみると、「スポーツ」行政に該当する金額は 16.8 億円になり、スポーツ関連支出の 57.8% を占める。県予算に占める割合は 0.3% になり、県民一人当たりのスポーツ支出は 1,176 円になる。

「スポーツ」に次いで支出金額が大きいのは「学校体育」で約 5.5 億円である。「スポーツ」と「学校体育」の支出合計金額は、スポーツ関連支出の 76.7% を占めることができわかる。岐阜県では、「スポーツ」に次ぎ「公園等」という施設関連支出割合が大きかった。

担当部署ごとに支出をみると、「文化・スポーツ振興部」は 11 億円、「体育保健課等」は 11.3 億円で、合計 22.4 億円にのぼる。この金額は、長崎県のスポーツ関連支出のうち 77.2% を占める。「土木部」の支出額は 1.8 億円にとどまり、スポーツ関連予算のうち「土木部」支出は 6.3% にすぎない。なお、岐阜県スポーツ関連支出の「都市建築部」の割合は 16.9% であった。両県の部署等の組織的な違いや単年度のみの調査である点は考慮すべきだが、長崎県は岐阜県と比べてハードよりもソフト的なスポーツ関連施策に支出していると思われる。

表 21 長崎県予算に占めるスポーツ関連支出と一人当たりの金額

2010年度長崎県予算(千円)	663,463,233	2010年度長崎県の人口(人)	1,426,779
2010年度長崎県スポーツ関連支出(千円)	2,901,837	2010年度長崎県スポーツ支出(千円)	1,677,761
県予算におけるスポーツ関連支出割合(%)	0.4	県予算におけるスポーツ支出割合(%)	0.3
県民一人当たりスポーツ関連支出(円)	2,034	県民一人当たりスポーツ支出(円)	1,176

表 20 長崎県スポーツ関連支出金額（2010 年度）

(千円)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 計	割 合
文化・スポーツ振興部	1,089,190	651	3	-	2,889	-	-	11,987	1,104,720	38.1%
体育保健課等(教育庁)	585,385	4,290	312,064	157,528	-	-	-	75,277	1,134,544	39.1%
県立高等学校(教育庁)	-	57	237,686	161,336	-	-	208	-	399,288	13.8%
土 木 部	-	-	-	-	-	182,317	-	-	182,317	6.3%
環 境 庁	-	4	-	-	-	38,694	-	-	38,698	1.3%
地 域 振 興 部	3,186	-	-	-	-	-	-	-	3,186	0.1%
こ ど も 政 策 局	-	-	-	-	-	-	75	-	75	0.003%
福 祉 保 健 部	-	608	-	143	38,250	-	7	-	39,007	1.3%
合 計	1,677,761	5,611	549,753	319,007	41,139	221,011	290	87,264	2,901,837	100.0%
割 合	合	57.8%	0.2%	18.9%	11.0%	1.4%	7.6%	0.01%	3.0%	100.0%

長崎県のスポーツ関連支出件数をまとめたものが表 22 (p.30) である。長崎県のスポーツ関連の支出件数は 2010 年度で 14,061 件になる。「保健」に関する支出項目が 7,832 件あり、その割合は 55.7% を占める。また、「学校体育」の支出項目も 2,173 件におよび、その割合は 15.5% になる。支出金額では最大であった「スポーツ」の支出項目数は 1,444 件で 10.3% にとどまる。「スポーツ」支出では、岐阜県のほうが長崎県よりも 9 億円多く、支出項目数でも岐阜県のほうが 622 件多い。

長崎県のスポーツ関連支出件数を部署別でみると、「県立高等学校（教育庁）」の支出件数は 9,557 件であり、割合では 68.0% に及ぶ。さらに、長崎県のスポーツ関連支出 1 件当たりの金額をみると 20.6 万円になる（表 23）。項目別で比較すると、「公園等」が支出先 1 件当たり 251.1 万円で最大である。「公園等」における最大の支出項目は、「工事請負費」の 2,800 万円、最小の支出項目は「旅費」の 300 円であった。次いで 1 件当たりの金額が大きいのは「スポーツ」の 116.2 万円である。「スポーツ」における最大の支出項目は「積立金」（国体）の 10 億円、2 番目が「負担金、補助及び交付金」（長崎体育協会グループ）の 8,600 万円、最小の支出項目は「旅費」の 240 円であった。岐阜県と同様、「公園等」「スポーツ」については、指定管理料を含む施設関連の支出が大きいため、1 件当たりの支出額を押し上げている。また、長崎県スポーツ関連支出件数が最大であった「保健」支出の 1 件当たりの金額は 4.1 万円である。最大の支出項目は「委託料」（学校給食調理等業務）の 2,900 万円、最小の支出項目は「需用費」（医薬消耗品代）の 35 円であった。「保健」の支出項目は、その多くが「報償費」で占められており、主に校医・薬剤師への謝金である。

なお、スポーツ支出の 1 件当たりの金額は、長崎県と岐阜県で大きく異なる傾向はみられない。たとえば、長崎県の「スポーツ」支出 1 件当たりの金額と岐阜県との差は 8.8 万円程度である。両県の組織構造や支出処理に違いはあるものの、国体開催を控えた両県にはスポーツ支出の金額水準で共通性がみられる。

表 22 長崎県スポーツ関連支出件数（2010 年度）

(件)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 計	割 合
文化・スポーツ振興部	964	81	5	-	77	-	-	712	1,839	13.1%
体育保健課等(教育庁)	478	356	79	372	-	-	-	1,205	2,490	17.7%
県立高等学校(教育庁)	-	16	2,089	7,450	-	-	2	-	9,557	68.0%
土 木 部	-	-	-	-	-	76	-	-	76	0.5%
環 境 庁	-	1	-	-	-	12	-	-	13	0.09%
地 域 振 興 部	2	-	-	-	-	-	-	-	2	0.01%
こ ど も 政 策 局	-	-	-	-	-	-	20	-	20	0.1%
福 祉 保 健 部		29	-	10	22	-	3	-	64	0.5%
合 計	1,444	483	2,173	7,832	99	88	25	1,917	14,061	100.0%
割 合	10.3%	3.4%	15.5%	55.7%	0.7%	0.6%	0.2%	13.6%	100.0%	

30

表 23 長崎県スポーツ関連支出 1 件当たりの金額（2010 年度）

(千円)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 計
文化・スポーツ振興部	1,130	8	1	-	38	-	-	17	601
体育保健課等(教育庁)	1,225	12	3,950	423	-	-	-	62	456
県立高等学校(教育庁)	-	4	114	22	-	-	104	-	42
土 木 部	-	-	-	-	-	2,399	-	-	2,399
環 境 庁	-	4	-	-	-	3,224	-	-	2,977
地 域 振 興 部	1,593	-	-	-	-	-	-	-	1,593
こ ど も 政 策 局	-	-	-	-	-	-	4	-	4
福 祉 保 健 部	-	21	-	14	1,739	-	2	-	609
合 計	1,162	12	253	41	416	2,511	12	46	206

#### 4-5 神奈川県の状況

神奈川県のスポーツ関連予算をまとめたのが表 24 (p.32) である。スポーツ関連支出は総額 72.7 億円になる。2011 年度の神奈川県予算が 1.8 兆円であるから、県予算に占める割合は 0.4% である（表 25）。

スポーツ関連予算を項目別にみると、「スポーツ」行政に該当する金額は 7.2 億円になり、総額のうち 9.9% である。県予算に占める割合は 1% にも満たず、県民一人当たりのスポーツ予算はわずか 80 円になる。

岐阜県や長崎県と異なり、神奈川県のスポーツ関連予算で最大なのは「公園等」で約 45.5 億円である。スポーツ関連予算のうち、62.6% の割合を占める。岐阜県や長崎県では「スポーツ」の支出割合が最大であった。岐阜県や長崎県は国体開催を控え、スポーツ振興費が多くなっていると思われる。神奈川県は人口増加がいまだ続いているため、施設整備に予算を費やしていることがうかがえる。つまり、神奈川県では「スポーツ」というソフト面の予算よりも、「公園等」というハード面の予算が必要になっているといえる。しかし、データの制約上、スポーツ施設が存在する都市公園の経費のみを抜き出すことが不可能であったため、本来のスポーツ関連予算における「公園等」の予算よりも過大に数字が積み上げられている点には注意が必要である。

県民一人当たりのスポーツ関連予算額は 802 円であり、岐阜・長崎県と比べると、1,000 円から 1,200 円程度少ない。この金額の地域差は、国体の開催時期が関係している可能性がある。神奈川県は 1998 年に国体を開催しているが、その一方で、岐阜・長崎両県は国体の開催を控えている。

さらに、担当部署ごとに予算をみると、「都市公園課」の予算は 41.2 億円になり、調査対象とした課の中では最大である。次に予算規模が大きいのは「保健体育課」であり、11.0 億円になる。両課の予算合計は 52.1 億円にのぼり、全体で 7 割以上を占める。

表 25 神奈川県予算に占めるスポーツ関連予算と一人当たりの金額

2011年度神奈川県予算(千円)	1,776,392,000	2011年度神奈川県の人口(人)	9,057,742
2010年度神奈川県スポーツ関連支出(千円)	7,268,641	2010年度神奈川県スポーツ支出(千円)	720,684
県予算におけるスポーツ関連予算割合(%)	0.4	県予算におけるスポーツ予算割合(%)	0.04
県民一人当たりスポーツ関連予算(円)	802	県民一人当たりスポーツ予算(円)	80

表 24 神奈川県スポーツ関連予算金額（2011 年度）

(千円)

	ス ポ 一 ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 計	割 合
教 育 局	697,601	5,692	55,798	1,038,843	0	0	40,585	1,200	1,839,719	25.3%
ス ポ 一 ツ 課	(694,701)	(4,537)	-	-	-	-	(560)	(1,200)	(700,998)	9.6%
保 健 体 育 課	-	(1,155)	(55,798)	(1,038,843)	-	-	(105)	-	(1,095,901)	15.1%
生 涯 学 習 課	(2,900)	-	-	-	-	-	(37,970)	-	(40,870)	0.6%
子 ど も 教 育 支 援 課	-	-	-	-	-	-	(1,950)	-	(1,950)	0.03%
人 権 男 女 共 同 参 画 課	-	-	-	-	-	-	-	142,418	142,418	2.0%
青 少 年 課	10,868	-	-	-	-	25,000	260,955	-	296,823	4.1%
文 化 課	6,500	-	-	-	-	-	-	-	6,500	0.1%
自 然 環 境 保 全 課	-	-	-	-	-	408,913	-	-	408,913	5.6%
国 際 課	5,058	-	-	-	-	-	-	-	5,058	0.1%
健 康 増 進 課	-	83,844	-	13,237	-	-	-	-	97,081	1.3%
保 健 福 祉 人 材 課	-	-	-	236,364	-	-	-	-	236,364	3.3%
高 齢 福 祉 課	657	72,342	-	-	-	-	-	-	72,999	1.0%
障 害 福 祉 課	-	-	-	-	33,739	-	-	-	33,739	0.5%
次 世 代 育 成 課	-	-	-	-	-	-	11,516	-	11,516	0.2%
都 市 公 園 課	-	-	-	-	-	4,117,511	-	-	4,117,511	56.6%
合 计	720,684	161,878	55,798	1,288,444	33,739	4,551,424	313,056	143,618	7,268,641	100.0%
割 合	9.9%	2.2%	0.8%	17.7%	0.5%	62.6%	4.3%	2.0%	100.0%	

注:カッコ内は内数

神奈川県のスポーツ関連予算件数をまとめたものが表 26 (p.34) である。神奈川県のスポーツ関連の予算件数は 2011 年度で 242 件になる。岐阜県・長崎県と比べて、関連項目件数が大幅に少ないのは、データベースの違いによるものである。たとえば、岐阜県・長崎県では公園ごとに指定管理料が把握できるが、神奈川県では、「県立都市公園指定管理費」(16 億 5,000 万円) として、すべての県立都市公園の指定管理料がまとめられている。

「保健」に関する予算項目が 61 件あり、その割合は 25.2% を占める。また、「スポーツ」の予算項目も 48 件におよび、その割合は 19.8% になる。予算金額では最大であった「公園等」の予算項目数は 40 件であった。

神奈川県のスポーツ関連予算件数を部署別でみると、「教育局」における「保健体育課」は 71 件 (29.3%)、「スポーツ課」は 50 件 (20.7%) である。生涯学習課、子ども教育支援課を含め「教育局」全体で 128 件になり、全体の 5 割以上を占める。

さらに、神奈川県のスポーツ関連予算 1 件当たり金額をみると 3,004 万円になる(表 27)。項目別で比較すると、「公園等」が 1 件当たり 1.1 億円で最大である。岐阜県・長崎県と同様に、スポーツ関連施設の予算(支出)規模の大きさがわかる。また、「スポーツ」予算の 1 件当たりの金額は 1,501 万円であり、最大の支出項目は「国民体育大会等関連事業費」(派遣費) の 1 億 3,000 万円、最小の支出項目は「生涯スポーツ推進費」(表彰事務) の 4.9 万円であった。

表 26 神奈川県スポーツ関連予算件数（2011年度）

(件)

	ス ポ 一 ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健	障 害 者	公 園 等	青 少 年・ 子 ど も	そ の 他	合 計	割 合
教 育 局	44	9	20	46	0	0	0	7	2	128	52.9%
ス ポ 一 ツ 課	(42)	(5)	-	-	-	-	(1)	(2)	(50)	20.7%	
保 健 体 育 課	-	(4)	(20)	(46)	-	-	(1)	-	(71)	29.3%	
生 涯 学 習 課	(2)	-	-	-	-	-	(3)	-	(5)	2.1%	
子 ど も 教 育 支 援 課	-	-	-	-	-	-	(2)	-	(2)	0.8%	
人 権 男 女 共 同 参 画 課	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.4%	
青 少 年 課	1	-	-	-	-	-	1	23	-	25	10.3%
文 化 課	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4%
自 然 環 境 保 全 課	-	-	-	-	-	-	13	-	-	13	5.4%
国 際 課	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4%
健 康 増 進 課	-	13	-	6	-	-	-	-	-	19	7.9%
保 健 福 祉 人 材 課	-	-	-	9	-	-	-	-	-	9	3.7%
高 齢 福 祉 課	1	9	-	-	-	-	-	-	-	10	4.1%
障 害 福 祉 課	-	-	-	-	7	-	-	-	-	7	2.9%
次 世 代 育 成 課	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	0.8%
都 市 公 園 課	-	-	-	-	-	26	-	-	-	26	10.7%
合 计	48	31	20	61	7	40	32	3	242	100.0%	
割 合	19.8%	12.8%	8.3%	25.2%	2.9%	16.5%	13.2%	1.2%	100.0%		

注:カッコ内は内数

表 27 神奈川県スポーツ関連予算 1 件当たりの金額 (2011 年度)

(千円)

	ス ポ 一 ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	健 障 害 者	公 園 等	青 少 年 ・ 子 ど も	そ の 他	合 計
教 育 局	15,855	632	2,790	22,584	-	-	5,798	600	14,373
ス ポ 一 ツ 課	16,541	907	-	-	-	-	560	600	14,020
保 健 体 育 課	-	289	2,790	22,584	-	-	105	-	15,435
生 涯 学 習 課	1,450	-	-	-	-	-	12,657	-	8,174
子 も 教 育 支 援 課	-	-	-	-	-	-	975	-	975
人 権 男 女 共 同 参 画 課	-	-	-	-	-	-	-	142,418	142,418
青 少 年 課	10,868	-	-	-	-	25,000	11,346	-	11,873
文 化 課	6,500	-	-	-	-	-	-	-	6,500
自 然 環 境 保 全 課	-	-	-	-	-	31,455	-	-	31,455
国 際 課	5,058	-	-	-	-	-	-	-	5,058
健 康 増 進 課	-	6,450	-	2,206	-	-	-	-	5,110
保 健 福 祉 人 材 課	-	-	-	26,263	-	-	-	-	26,263
高 齢 福 祉 課	657	8,038	-	-	-	-	-	-	7,300
障 害 福 祉 課	-	-	-	-	4,820	-	-	-	4,820
次 世 代 育 成 課	-	-	-	-	-	-	5,758	-	5,758
都 市 公 園 課	-	-	-	-	-	158,366	-	-	158,366
合 計	15,014	5,222	2,790	21,122	4,820	113,786	9,783	47,873	30,036

#### 4-6 岐阜県・長崎県のスポーツ関連支出の比較

本節では、スポーツ関連支出について岐阜県と長崎県の比較・検証を行う。神奈川県のデータは予算であるため、比較対象から除外している。表28は、岐阜県・長崎県のスポーツ関連支出の金額と割合を示したものである。調査した支出のうち、岐阜県では68.5%、長崎県では57.8%が、スポーツに直接関係する支出にあたる。県のスポーツ関連予算のうち、6割程度がスポーツに直接関係する支出であることがわかる。

**表28 岐阜県・長崎県のスポーツ関連支出金額および支出割合の比較**

(千円)

	ス ポ ー ツ	健 康・体 力	学 校 体 育	保 健	障 害 者	公 園 等	青 少 年・子 ど も	そ の 他	合 计
岐 阜 県	2,582,318	414	188,566	115,391	134,429	634,878	23	111,471	3,767,491
割 合	68.5%	0.01%	5.0%	3.1%	3.6%	16.9%	0.001%	3.0%	100.0%
長 崎 県	1,677,761	5,611	549,753	319,007	41,139	221,011	290	87,264	2,901,837
割 合	57.8%	0.2%	18.9%	11.0%	1.4%	7.6%	0.01%	3.0%	100.0%
合 計	4,260,079	6,025	738,320	434,398	175,567	855,890	313	198,735	6,669,328
割 合	63.9%	0.09%	11.1%	6.5%	2.6%	12.8%	0.005%	3.0%	100.0%

さらにその支出の詳細をみると、岐阜県・長崎県ともに「指定管理料（外郭団体への補助金含む）」「国体関連（派遣・強化）」「災害共済掛金（日本スポーツ振興センター）」がほとんどである。

ただ、「スポーツ」以外の支出構成は両県で異なっている。「学校体育」における支出割合は岐阜県5.0%、長崎県18.9%であるが、さらにその支出の詳細をみると、長崎県では学校体育施設の整備改修工事を多く実施しているため、金額・割合ともに岐阜県よりも多くなっている。また、「公園等」における支出割合は岐阜県16.9%、長崎県7.6%であるが、さらにその支出の詳細をみると、岐阜県では県立都市公園の指定管理料が長崎県よりも多いため、支出割合が大きいことが明らかとなった。他県についても同様の調査を行う必要があるが、スポーツ政策の関連支出の構成は地域によって多様であると推察される。

また、岐阜県・長崎県のスポーツ関連支出を整理すると、今回調査した2県の支出金額の合計は66.7億円になる。そのうち、両県のスポーツ支出の合計額は42.6億円であった。国の体力つくり関係予算が約428億円、文部科学省が把握する都道府県スポーツ関係予算が493億円であるため、2県のスポーツ関連支出の大きさがうかがえる。また、スポーツ支出の2県平均支出金額は21.3億円である。文部科学省が把握するスポーツ関係予算（493億円）の都道府県平均額は約10.5億円であるから、全都道府県について本報告書と同様の調査をする必要はあるものの、都道府県のスポーツ（関係）予算は実際よりも過小に把握されてきた可能性が示唆される。

つまり、地方のスポーツ予算・支出が正確に把握されぬまま政策が遂行されてきたといっても過言ではない。地域主権時代のスポーツ行政を今後進めるためには、各地

域はスポーツ予算・支出について分野横断的な把握を最優先に行うべきであろう。

なお、両県の県民一人当たりスポーツ関連支出は 2,000 円程度、県民一人当たりスポーツ支出は 1,200 円程度である。一人当たりの金額に両県で大きな差はない。両県は国体開催を控えているため、国体開催予定のない都道府県よりも支出水準が高い可能性はあるだろう。

## 5 スポーツ行政における国と地方の関係性

今後、スポーツ行政の改革では、縦割り行政の弊害を解決するために、組織の一元化を図りながら地域本位の政策実施が期待される。経済の成熟化とともに、行政需要は多様化している。このような需要の変化を行政も考慮せざるを得ない。11 年前に再編された省庁も含め、地域主権社会に向けた行政組織の改革は必要性を増している。

地域主権時代の中央省庁の姿を描くため、中央省庁再編の事後検証と中央省庁再々編の具体策の提示が求められる。道州制移行といった大胆な地域主権改革により、国の役割は縮小すると思われる。中央省庁の再々編は不可避になるだろう。

もっとも、2001 年の中央省庁再編から 11 年が経過したものの、中央省庁の数は増加傾向にある。また、社会保障・税一体改革において、消費増税への国民合意を得るために、独立行政法人や特別会計の統廃合、出先機関の廃止といった行政改革が行われる見込みである。このような状況下で、スポーツ庁を創設するには、その目的と意義を明確にしておかねばならない。

そのためには、前節まで議論してきたように予算などのデータを整備した上で、スポーツ行政における国と地方の関係性を検討していくことが必要である。

## 6 今後の検討課題

本報告書では、スポーツ関連予算の全容を把握する手始めとして、目的別かつ分野横断的にデータ入手することに努めた。今後、わが国でスポーツ関連予算を包括的に把握するには、次の 3 点に留意する必要がある。まず、国のスポーツ関連予算データは、省庁横断的分野について独自の推計を行う必要がある。体力つくり関係予算では、予算内数のものや記載されなくなった政策項目について各省庁に問い合わせを試みたものの、データ入手には至らなかった。

次に、都道府県のデータについては、本報告書で取り上げた岐阜県、長崎県、神奈川県以外の都道府県についても把握する必要がある。スポーツ関連予算における国と地方の関係性を把握するには、地方の包括的データがなければ、データの信頼性には欠ける面がある。また、今回の研究では単年度データのみで分析を行っているが、今後の研究では経年変化をみることも必要になる。特に、岐阜・長崎両県は国体を控えており、両県のスポーツ関連予算は経年的変化が起こっている可能性は高い。

最後に、スポーツ関連予算を地方について正確に把握するには、市町村のスポーツ関連予算データを把握する必要性もある。これらは次年度以降の研究課題としたい。

---

## **スポーツ行政における公共部門の役割に関する研究 報告書**

2012年3月発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F

TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305

E-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

---

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。

本事業は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。